

川越市一般競争入札公告 川越市公告契約第380号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定を踏まえ、(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者の選定について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年3月25日

川越市長 川合善明

第1 入札に付する事項

1 事業名称

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業

2 事業概要

(1) 事業方式

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）は、選定事業者がPFI法に基づき、本施設の設計及び建設を行った後、施設を市に引き渡した上で、事業期間終了までの間、本施設の運営及び維持管理を実施するBTO方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成44年8月までとする。

(3) 事業の範囲

設計業務、工事監理業務、建設業務、各種備品調達等業務、開業準備及び引渡業務、維持管理業務、運営業務、自由提案事業

(4) 入札方法

本事業の落札者決定にあたっては、総合評価一般競争入札を行う。

(5) 落札者の決定方法

市は、学識経験者等で構成する「川越市新学校給食センター整備運営事業者選定委員会」において審査のうえ選定された最優秀提案を基に落札者を決定する。

なお、評価項目や配点等の詳細は「落札者決定基準」による。

(6) 予定価格

本事業の予定価格は、参加資格審査が行われた後に公表する。ただし、入札参加資格を得た者が1者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。

(7) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

第2 競争入札参加資格

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとする。なお、設計企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業は、それぞれ、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業（以下、「設計企業」という。）

(イ) 本施設の建設業務を行う企業（以下、「建設企業」という。）

(ウ) 本施設の厨房設備の設計・調達・設置業務を行う企業（以下、「厨房設備企業」という。）

(エ) 本施設の工事監理業務を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）

(オ) 本施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）

(カ) 本施設の運營業務を行い、特別目的会社（以下、「SPC」という。）に運營業務に従事する責任者を配置する企業（以下、「運営企業」という。）

(キ) 本施設に関して(ア)～(カ)に含まれない業務を行う企業（以下、「その他企業」という。）

イ 入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成員という。SPCに出資しないものの、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めること。代表企業は、企業グループ全体を代表し、各種手続きを行う窓口となること。

エ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

オ 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、同意を得ること。

カ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

キ 構成員の1者以上は、川越市内に本店を有する者とする。

2 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の要件を満たすことと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- ウ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- エ 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ケ 上記カ、キ、クに類似する倒産手続の申し立てがなされている者でないこと。
- コ 手形交換所における取引停止処分を受けている者など経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- サ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- シ 市が今後作成する予定としている「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿」（以下、「本事業登録参加者名簿」という。）に登載されている者であること。なお、平成 25・26 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなす。
- ス 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者でないこと。または、当該アドバイザー業務に関与した者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 日比谷パーク法律事務所

- セ 選定委員会の委員及び委員と資本関係又は人的関係がない者であること。
- ソ 他の入札参加者の構成員及び協力企業と資本関係又は人的関係がない者であること。
- タ 入札参加者の同一のグループにおいて、構成員及び協力企業同士に資本関係又は人的関係がない者であること。

※上記ス、セ、ソ及びタの資本関係又は人的関係とは次のことをいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に

規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業は、前項(1)の他、業務ごとに次の要件を満たしていること。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において、関連がある企業同士が実施してはならない。

① 設計業務及び工事監理業務を行う者

設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、設計業務を行う者で複数の企業の共同とする場合は、少なくとも 1 者が次の全ての要件を満たし、他の者はア、イ、ウの要件を満たすこと。なお、設計企業及び工事監理企業は、構成員又は協力企業とすること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ （仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「建築設計」に記載されていること。

ウ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

エ 平成 15 年 4 月以降に延床面積 3,000 m²以上の公共施設の実施設設計の完了実績を有していること。

オ 平成 15 年 4 月以降に、学校給食施設又は集団調理施設の実施設設計の完了実績を有していること。

※上記ウの HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実績、ドライシステムの学校給食の実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を有しているものとする。

② 建設業務を行う者

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも 1 者が次の全ての要件を満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。なお、建設企業のうち少なくとも 1 者は構成員とすること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業、電気工事業または管工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

イ （仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「建築」、「電気」、又は「管」に登載されていること。

ウ 建築一式工事において、直近の経営事項審査の総合評定値が 800 点以上であること。

エ 3,000 m²以上の公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築工事）において、元請又は JV の幹事会社として完工した実績を有していること。

オ 当該建築工事に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。

③ 厨房設備業務を行う者

厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企業が次の要件を満たしていること。なお、厨房設備企業のうち少なくとも 1 者は構成員とすること。

ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ （仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「物品納入」及び「維持管理業務」に登載されていること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企業が次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業は、構成員又は協力企業とすること。

ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ （仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「維持管理業務」に登載されていること。

⑤ 運営業務を行う者

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも 1 者が次の全ての要件を満たし、他の者はイの要件を満たすこと。なお、運営企業のうち次の全ての要件を満たす 1 者は構成員とすること。

ア 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

イ （仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において

「維持管理業務」に登載されていること。

ウ HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

※上記ウのHACCP対応施設に対する相当の実績等を有していることとは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会の受講実績又は審査員資格等を有しているものとする。

⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。なお、その他企業は、構成員又は協力企業とすること。

ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「物品納入」又は「維持管理業務」に登載されていること。

(3) (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿の登載

入札参加者の構成員及び協力企業は、「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿」に登載されている者であること。なお、平成25・26年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなすので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、市は、本事業登録参加者名簿に登載させるための資格審査の受付を以下のとおり実施する。本事業登録参加者名簿の登載は、本事業にのみ適用されるものであり、市が実施する他の入札の参加資格を認めるものではない。

ア 受付方法：郵送による申請

イ 送付先：〒350-8601 川越市元町1-3-1

川越市役所 総務部 契約課 工事担当 宛

ウ 受付期間：平成27年4月8日(水)～平成27年4月10日(金)まで(必着)

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査受付日とする。

第3 入札手続等

1 担当課

担当部署 川越市教育委員会学校教育部学校給食課施設担当

所在地 〒350-0832 埼玉県川越市大字菅間18-9

電話 (049)223-6035

E-mail gakokyushoku@city.kawagoe.saitama.jp

2 入札説明書等の交付

公告の日から川越市ホームページにより配布する。

3 資料の配布・閲覧

(1) 公共学校台帳の配布

① 配布期間及び配布場所

ア 期 間：平成 27 年 4 月 2 日（木）～平成 27 年 4 月 10 日（金）
平成 27 年 5 月 7 日（木）及び 5 月 8 日（金）
平日 午前 9 時～午後 5 時

イ 場 所：上記 1 に同じ

② 誓約書の提出

配布希望者は、別添資料 2「様式集」様式 1-1「配布資料に係る誓約書」に必要な事項を記載、押印の上、持参すること。

(2) 地質調査報告書の閲覧

① 閲覧期間及び閲覧場所

ア 期 間：平成 27 年 4 月 2 日（木）～平成 27 年 4 月 10 日（金）
平成 27 年 5 月 7 日（木）及び 5 月 8 日（金）
平日 午前 9 時～午後 5 時

イ 場 所：上記 1 に同じ

※閲覧にあたっては、上記問い合わせ先に事前に電話連絡し、了解を得た上で来室のこと。

4 参加資格審査の受付

入札に参加を希望する者は、参加資格審査に関する提出書類を次のとおり提出し、市の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類 「様式集」に示すとおりとする。
- (2) 提出方法 持参又は書留郵便によるものとする。
- (3) 提出期間 平成 27 年 5 月 12 日(火) 午後 5 時まで
- (4) 提出場所 上記 1 に同じ

5 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の確認結果は、参加資格審査の確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成 27 年 5 月 20 日（水）までに書面により通知する。

6 入札提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出日時 平成 27 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで
- (2) 提出場所 上記 1 に同じ
- (3) 提出書類の作成方法等 「様式集」に示すとおりとする。

(4) 提出方法 持参又は書留郵便によるものとする。

7 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。なお、開札は即時開札を行う。

(1) 日時 平成 27 年 7 月 21 日（火）午後 4 時

(2) 場所 川越市役所 3 A 会議室（本庁舎 3 階）

8 ヒアリング

提案書類審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は平成 27 年 8 月下旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

第 4 その他

1 契約手続において使用する言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 再度入札

市が予定価格を公表しない場合で、かつ、予定価格の範囲内の入札がない場合は、市が指定する日時において再度の入札を行うことができる。当該再度入札の回数は 1 回とする。なお、予定価格を公表した際は再度入札を行わない。

3 入札保証金 免除

4 契約保証金

契約保証金は、サービス対価 A 及び B（設計・建設業務の対価相当分）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス対価 B の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の 10 分の 1 以上を預託すること。ただし、市又は選定事業者を被保険者とし、履行保証保険契約を自ら締結し、又は工事請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させた場合、市は契約保証金を免除する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札

イ 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

ウ 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札

エ 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札

オ 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った入札

- カ 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- キ 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- ク 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ケ 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- コ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- サ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- シ 明らかに連合によると認められる入札
- ス 入札書別紙が同封されていない入札及び入札書別紙に不備等がある入札
- セ その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示にしたがわない者の入札

6 契約書作成の要否 要

7 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

8 S P Cの設立

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するにあたり妥当な資本金を持ったS P Cを川越市内に設立すること。

9 仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したS P Cと本事業についての仮契約を締結する。

10 入札の中止等

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。予め適正な入札執行が疑われるときには、入札を延期又は中止する場合がある。

11 その他詳細な事項

本公告によるもののほか、入札について必要な事項については入札説明書による。